

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
10	井上 保（17）	<p>1. 森林経営管理法施行後の富士市の林業政策について 平成31年4月、森林経営管理法が施行され、新たな森林管理制度が動き出した。これとともに、森林環境譲与税が創設され、国からの譲与が始まった。</p> <p>富士市においてもこれを受けた取組が進められている。 旧富士川町中之郷の貸付林もその最初の取組の対象となり、整備事業が行われた。</p> <p>これらの経過を踏まえ、改めて森林資源の適正な管理と林業の成長産業化の実現に向けた、富士市の林業政策について以下質問する。</p> <p>(1) 森林経営管理制度に係る富士市の取組について</p> <p>① 旧富士川町域における整備事業の具体的内容について</p> <p>② この事業による間伐収益の算定について</p> <p>③ 今回の事業実績をどう評価するか。そして、その結果を今後の富士市の林業政策にどう生かしていく考えか。</p> <p>(2) 富士市有林に係る財産収入について</p> <p>① 立木売払収入とそれに要する費用の推移と今後の見通し</p> <p>② 富士市有林貸付料の推移と今後についての考え</p> <p>(3) 富士市の林業の成長産業化について</p> <p>国は林業を成長産業とすることを目指し、各種政策を展開している。</p> <p>富士市も森林整備計画において積極的に木材の生産を進めていくとしている。</p> <p>これに関連して、</p> <p>① 富士市の林業について、製材品、チップなどの林産物の品質別の生産量・生産高のこれまでの推移について</p> <p>② 富士市の林業の持つ条件は他地域に比べどのように評価されるか。</p> <p>③ 富士市の林業の成長産業化に向けた課題をどのように捉えているか。</p> <p>④ それらの課題解決に向けた富士市の対策をどのように考えるか。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
1 1	荻田 丈仁（22）	<p>1. 市長が目指す文化行政の在り方について</p> <p>小長井市長が進めてきた富士市の文化行政は、市長公約に掲げたとおり文化振興及び文化財保護についての事務所管を市長事務部局に移管して文化振興課として推進してきた。これは文化芸術の振興及び歴史的・文化的資産の保存・継承と本市の活性化を相乗的に推進することや、文化行政でのシティプロモーションやまちづくり、観光等関連施策を総合的・一体的に取り組み、一層発展させるためであったと思われる。</p> <p>11月8日の全員協議会において令和4年度組織改正（案）の説明があったが、新年度、現在の市民部文化振興課で今まで所管していた業務を振り分け、1つは産業交流部交流観光課において文化振興課の所管する文化交流部分を所管し、また、新たに教育委員会で文化財の保存・活用と博物館運営業務を効率的、効果的に行うために教育委員会文化財課を創設し、所管とするとの説明があった。</p> <p>小長井市長が進めた文化行政の所管を教育委員会から市長事務部局へ事務移管した経緯を考えると、部局をまたがって事務所管を分散させることや、文化財に関わる業務を市長事務部局から教育委員会に今なぜ戻さなければならないのか疑問を感じる。新年度、文化財担当が市長事務部局ではなくなり、教育委員会所管となると、文化財の活用を進める上でシティプロモーションや観光、まちづくりの観点からも文化行政の後退につながるおそれがあると思われる。今後も富士市の文化振興を図るためには、文化力を結集して推進すべきことであり、文化行政の在り方としては、文化財の活用についても、あくまでも市長事務部局に残し、教育委員会と密接に連携を取りながら計画や施策を総合的・継続的に推進する体制であるべきと考える。</p> <p>市長が今まで先駆的に進めようとしてきた文化行政の充実、発展を図る組織改正であるなら理解もするが、総合的・継続的に文化行政を推進しにくい懸念があるなら、富士市の誇るべき文化に磨きをかける上では国が示す方向性としても、文化財の活用促進や博物館の観光利用においても、教育委員会に戻すことなく市長事務部局所管で文化行政を加速化させるべきと考え、以下の質問をする。</p> <p>(1) 小長井市長になり、市民部文化振興課で総合的に文化行政を進められてきたが課題はあったのか、また、評価はどのようなものか。</p> <p>(2) 将来を見据えた未来志向の組織体制とする令和4年度組織改正（案）においての文化行政の所管について伺う。</p> <p>① 総合的に文化行政を進める上では部局を超えての取組や副市長の事務分担が分かれることで計画や施策が進みづらいつらいつらと考えるがどうか。</p> <p>② 産業交流部交流観光課において文化観光の推進をどの</p>	市長 及び 教育長 担当部長

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨	答 弁 者
1 1	荻田 丈仁（22）	<p>ように進めていくのか、また、文化経済戦略の考えはあるのか。</p> <p>③ 文化財・博物館について教育委員会に事務所管をあえて戻すことのメリットはどのようなものか、また、平成31年に関係法律（文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律）の一部改正がされた中では文化財・博物館の事務所管も教育委員会ではなく、市長事務局で取り組むべきと考えるがいかが。</p> <p>(3) 市長が目指す都市像での文化行政はどのようなものか。</p>	<p>市 長 及 び 教 育 長 担 当 部 長</p>

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
12	萩野 基行（8）	<p>1. 国直轄事業の道路等整備促進について</p> <p>自動車の保有が1人1台の時代になって久しく、路上には多くの車が行き交う中、本市におきましても様々な渋滞緩和施策に取り組んでいただいております。</p> <p>近年では、県事業での新々富士川橋、市の所管である周辺整備も着々と進められ、完成に多くの方が期待をしているところではあります。</p> <p>しかしながら、この富土地域には特に南北の幹線道路が少なく、それにより渋滞が起きていることも事実であり、南北幹線の強化が大きな課題と考えます。</p> <p>そこで、以下お伺いいたします。</p> <p>(1) 国道139号富士改良の整備は、残りわずかとなり市民は早期開通を心待ちにしています。開通の予定時期について伺います。</p> <p>(2) 先日、国道139号の機能強化として、広見インターチェンジの交差点改良が事業化されましたが、進捗状況と見通しについて伺います。</p> <p>(3) 西富士道路に新インターチェンジの設置が検討・協議されておりますが、具体的な取組、方向性を伺います。</p> <p>(4) 国道139号富士改良から西富士道路を高架でつなぎ、一体化することにより渋滞緩和、物流の効率化、そして観光にも寄与すると考えます。本市におきましても、国へ富士富士宮道路について要望を出していただいておりますが、より具体的な内容を静岡国道事務所に要望してははいかがでしょうか。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
13	井出 晴美（16）	<p>1. 衛星画像の解析による水道管の漏水調査について</p> <p>水道管の漏水は、管の老朽化、地震、凍結による管の破損が原因で、地下で漏水しており、多くの場合、地上に水が出てこないため、発見は非常に困難とされています。</p> <p>また漏水により、大切な水が無駄になったり、水圧が低下し、水の出が悪くなるほか、道路の陥没などの二次災害を引き起こすこともあります。その対策として、早期の発見が重要とされています。本市においても漏水調査を実施し、対策に取り組んでいただいていると思いますが、ただ、漏水による市民の通報は年間1400件以上と伺っており、漏水修繕の多くは突発的な緊急の対応となり、修繕受託者及び職員は昼夜を問わず、漏水修繕業務に追われていると伺っています。市民にとって漏水の修繕は待ったなしであることを考えますと、日夜業務に取り組む職員の皆さんには心から感謝を申し上げます。</p> <p>そこで、衛星画像を活用した取組として、豊田市の取組を提案させていただきたいと思えます。</p> <p>豊田市は、令和2年8月に、全国で初めて衛星画像の解析による水道管の漏水調査を行いました。この調査では、断水、濁り等、市民生活へ影響を及ぼす大きな要因となる水道管の漏水を未然に防ぐため、衛星画像から水道水の反射特性をAIで解析することで、調査範囲（漏水可能性区域）を絞った効率的な漏水調査ができるとのことでした。</p> <p>この絞り込み結果に基づき、現地で漏水音を確認する路面音聴調査を令和2年9月から令和3年4月にかけて実施したところ、多くの箇所が漏水が発見でき、もともと調査に5年間かける予定であったものが、実質7か月間に短縮ができ、費用についても、期間の短縮と同程度の削減ができたこと伺いました。</p> <p>そこで、お伺いたします。</p> <p>(1) 本市の漏水調査の現状について伺います。</p> <p>(2) 本市においても衛星画像の解析による水道管漏水調査を実施してはとありますが、見解を伺います。</p> <p>2. 富士市SDGs未来都市計画の進捗状況について</p> <p>SDGs未来都市に選定されて1年半が経過しました。最近では、SDGsについてメディアでも様々な形で取り上げられ、多くの方がSDGsという言葉を知るところとなり、関心も高まっているものと思われます。本市では、これまで富士市SDGs未来都市計画の策定、SDGsバッジの作成、SDGsのロゴマークの決定等、様々な取り組んでいただいていることは承知しています。しかし、まだまだ何をすればいいのか分からないと言う方も多くいらっしゃるのと同時に、富士市がSDGs未来都市に選定され取り組んでいる市であることを知らない人も多いと感じています。計画の中には2030年に向けての計画が示されており、中でも自治体SDGsの</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
13	井出 晴美（16）	<p>推進に資する取組には、①新産業を始めとした多彩な産業の振興、②一人ひとりが輝ける働き方の実現、③持続可能な社会の創り手・担い手を育む、④災害に強い安全・安心なまち、⑤富士山及び駿河湾の自然環境の保全、⑥環境共生社会の推進、⑦環境活動・環境教育の推進が示され、それぞれに2022年度までのK P I（目標までの達成度合い）が示されています。</p> <p>そこでお伺いいたします。</p> <p>(1) 2022年度までのK P I 達成に向けた進捗状況について伺います。</p> <p>(2) 本市がSDG s 未来都市に選定された自治体であることが一目で分かるようなディスプレイを市民課に掲げるとともに、担当課の看板には、関係する開発目標マークを掲示するなど、市民がSDG s を身近に感じられるような工夫をしてはと思いますが、見解を伺います。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
14	鈴木 幸司（12）	<p>1. 残土と汚泥の違いについての見解を伺い、違法盛土の水際作戦を提案する</p> <p>異常気象による長雨、大雨で土砂崩れや土石流、河川の氾濫による市街地への土砂流入が日本各地で発生している。静岡県熱海市伊豆山地区で発生した土石流災害について、静岡県は土石流の起点周辺にあった盛土について「違法な盛土が災害の原因」との見解を示した。</p> <p>10月22日に市当局の案内で市内の違法盛土の現場を視察した際、一部崩落した現場や、明らかに産業廃棄物の不法投棄現場を実際に目にした。建設現場で発生する副産物については、原則再資源化が基本とされているが、県域をまたいだ建設副産物の富士・愛鷹山麓への違法な搬入事例は後を絶たない。</p> <p>9月に行った文書質問に対し市長は、違法な盛土の上で営業を開始したキャンプ場事業者に対して「原状回復命令の対象者ではないものの、敷地を安全に管理する責務があり、土砂が流出し被害をもたらした場合には責任を負わなければならないことを説明し、埋立事業者が行う原状回復に協力するよう求めています」と回答している。違法行為を行った者は逮捕されても、そこを購入した事業者には行政処分の効力は及ばない。あくまでも協力を求めるという姿勢は残念でならないが、それが今の条例の限界であることは理解できる。伊豆山地区のような悲惨な事例を防ぐためには、建設副産物搬入時点での水際対策が必要だと考える。</p> <p>7月12日の県の記者会見では、伊豆山地区の違法盛土には土壌汚染対策法の基準を上回るフッ素が含まれていたとする調査結果を明らかにした。不適切な工法の盛土を安定化させるためにフッ素を含んだ固化剤が使われた可能性がある。</p> <p>続く7月13日の記者会見では、降雨時のみ水流を生じるような沢をその水流をせき止めるような形で建設発生土を盛土したことが泥流の原因となったことを事実と認定。また、土石流というには含水量が多すぎることを指摘した上で、副知事は、盛土によるパイピング現象についても「散水ホースのシャワーとジェット」という言い回しで、現地で起きたパイピングは、固化材で固められた盛土の最下部で「ジェット状」に噴き出した可能性を示唆した。</p> <p>掘削工事に伴い発生する掘削物が「汚泥」に該当すれば、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）が適用され産業廃棄物となり、残土に該当すれば廃棄物処理法規制対象外であるとされている。</p> <p>しかし、残土と汚泥の判別が的確になされているのか疑問が残る。現状では、建設副産物が建設汚泥なのか、建設残土なのか、見た目では判断できないものが堂々と残土処分場へ送られている事例が散見されるからだ。</p> <p>そこで、以下のように当局の見解を伺う。</p>	市長 及び 教育長 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
14	鈴木 幸司（12）	<p>(1) 土砂か汚泥かの判断は「発生時点」で行うとしているのが環境省の見解と考えるがいかがか。</p> <p>(2) 「土砂を改良したものは土砂、汚泥を改良したものは汚泥」と言われるように、発生時点で汚泥と判断されるものについては、たとえ固化材などを使用して搬出時には泥状を呈さなくなったとしても、元が汚泥であったものは産業廃棄物とみなされるのではないか。</p> <p>(3) 発生時点では土砂であっても、降雨などにより含水率が上がり、運搬中の練り返しで泥状化したものは「汚泥」ではないのか。</p> <p>(4) 汚泥を改良したものを他現場で盛土材に利用するようなケースにおいても、それはあくまで産業廃棄物の利用とみなされ、個別指定制度や環境大臣認定制度に基づく利用でなければ違法行為となると考えるが、こうした材料が盛土材として搬入された場合、市はどのような確認を行っているのか。</p> <p>(5) 市内に持ち込まれる建設副産物が、土砂なのか汚泥なのか曖昧な場合は、その運搬事業者に対して「発生時点」を明示させる必要があると考えるがいかがか。</p> <p>2. 「自転車に乗ることが楽しくて笑顔になるまち ふじ」富士市自転車活用推進計画について</p> <p>富士市自転車活用推進計画が、本年10月に策定され、11月1日には、元金融機関の建物をリノベーションした、自転車を利用する人が気軽に立ち寄って休憩できるサイクルステーションがオープンした。今後は市民、事業者、関係機関との協働によるSDGsの理念に沿った持続可能なまちづくりや、自転車の活用に関する施策が総合的に推進されていくことが期待される。</p> <p>先日、中央公園の富士見の広場で野宿していた二人のサイクリストと出会った。彼らはこの春、長野市をスタートし、日本海側を北上、一旦宗谷岬を目指し、その後北海道、東北地方と太平洋側を南下して富士市までたどり着いた。これから太平洋岸自転車道も利用し、日本一周を目指すと言っていた。富士市サイクルステーションを知っているかと聞いたのだが、残念ながら、まだまだ認知度は低いようだった。「自転車に乗ることが楽しくて笑顔になるまち ふじ」を内外に広く知ってもらうため、以下のように質問する。</p> <p>(1) 全日本選手権と開催日程が重なり延期となった「クリテリウム富士大会」の開催は、今後どうするのか。</p> <p>(2) 新々富士川橋の舗設が終了した後、供用開始前のお披露目として、自転車を活用したイベントの開催を県に働きかけてみてはいかがか。</p> <p>(3) サイクルステーションの認知度を上げるため、ステーションに立ち寄ったサイクリストに、市内の宿泊施設で使えるクーポン券などを渡してはどうか。</p>	市長 及び 教育長 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
14	鈴木 幸司（12）	<p>(4) 本計画には、シェアサイクルの導入検討とあるが、どのような利用方法が考えられるのか。</p> <p>(5) パブリック・コメントに対し、「今後の参考とするもの」と回答した「サイクルトレイン」の実現を検討し、事業者との調整を図ってみてはどうか。</p>	<p>市長 及び 教育長 担当部長</p>